

渋谷区公共サインガイドライン

渋谷区

目次

1. はじめに

- 1-1 ガイドラインの策定について 1
- 1-2 対象となるエリア 1

2. 基本方針

- 2-1 サインの分類 2
- 2-2 現況のサインの課題と方針 3
- 2-3 本ガイドラインの適用について 4
- 2-4 既存の公共サインの取り扱いについて 4

3. サインの基本デザイン

- 3-1 案内地図サインのデザイン 6
- 3-2 案内誘導サインのデザイン 10

4. サインの表示基準

- 4-1 表記の考え方 12
- 4-2 日本語の表記 12
- 4-3 外国語の表記 13
- 4-4 表記書体 18
- 4-5 ピクトグラム 19
- 4-6 表示の大きさ 20
- 4-7 色彩 21

5. 表示情報の基準

- 5-1 案内地図サインの情報 23
- 5-2 案内誘導サインの情報 27

6. サインの配置の考え方

- 6-1 案内地図サインの配置 28
- 6-2 案内誘導サインの配置 30
- 6-3 案内地図サインと案内誘導サインの一体化 30

7. メンテナンス

- 7-1 メンテナンスの原則 31
- 7-2 本体のメンテナンス 31
- 7-3 情報のメンテナンス 31

資料編

- 資料1 関連指針及びガイドライン一覧 32

1.はじめに

1-1 ガイドラインの策定について

渋谷区は、平成28年10月に策定した渋谷区基本構想の中で渋谷の未来像を『ちがいをちからに変える街。渋谷区』としています。この未来像の実現に向け渋谷区は更なるまちの魅力向上に努めています。来街者など渋谷を訪れる人々が、まちの公共サインから受ける印象は、渋谷が魅力的なまちであると感じさせる一つの要因となります。まちの魅力向上のために公共サインの果たす役割は重要であると考えます。

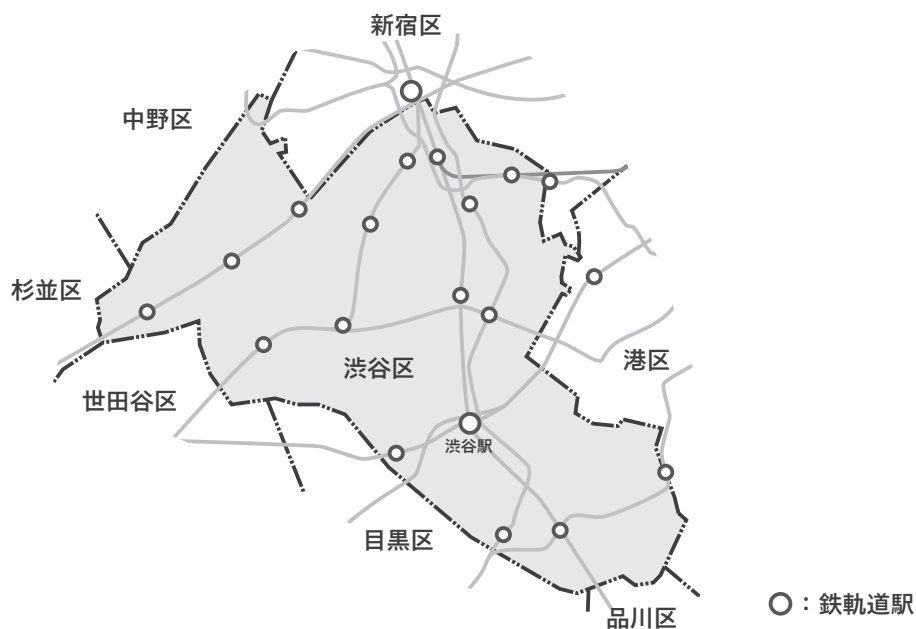
公共サインにかかわる動向として、国においては、観光立国の実現を目指すため、平成26年3月に「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」が策定されています。東京都においては、2020東京オリンピック・パラリンピックの開催決定などによる、外国人旅行者の増加を見越して「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」を平成27年2月に改訂し、また平成29年3月に「ターミナル駅における案内サイン共通化指針」を示し、各ターミナル拠点（東京、池袋、新宿、渋谷等）におけるサインの取組が進められております。

渋谷区としては、今後、国内外から訪れる多くの方々が、渋谷を巡り歩いて楽しめるような公共サインを整備していく必要があります。そのため、分かりやすい統一的な公共サインを整備するための公共サインガイドラインを策定します。

なお、サインの具体的な整備事項については、原則として、本ガイドラインを踏まえ、それぞれの地区の現況などに応じた内容で各地区における整備計画を策定します。

1-2 対象となるエリア

本ガイドラインは、渋谷区内全域を対象とします。



2.基本方針

2-1 サインの分類

公共サインは、機能的に以下のように分類することができます。

■案内地図サイン

地図を活用して現在地や施設等の位置関係の情報を提供するための図解サイン

■案内誘導サイン

矢印により、地名・地点や施設の方向、距離等を指示するためのサイン

■記名サイン

名称や図記号等により施設等の位置あるいは存在を示し、告知するためのサイン

■規制サイン

行動規制、警告、注意喚起などを促すサイン

■説明サイン

利用案内、運用方法などを解説、説明するサイン



案内地図サイン



案内誘導サイン



記名サイン



規制サイン



説明サイン

公共サインとは・・・？

不特定多数が利用する公共性の高い標識、地図、案内誘導板等の総称を「公共サイン」と呼びます。公的機関が設置主体となり、公共空間に設置するものをいいます。

2-2 現況のサインの課題と方針

課題

○ 共通の課題

- ・施設名称がサインごとに相違しているものが存在する。
- ・設置後のメンテナンスが十分に行われていない。
- ・文字・記号等が統一されていない。
- ・サインに使用される色彩が統一されていない。
- ・日本語中心の表示で、多言語化されていないものが見受けられる など。

○ 案内地図サインの課題

- ・地図のデザインが様々で、地図ごとに距離感や相対的な位置関係が相違している。
- ・ピクトグラムがバラバラに使用されている。
- ・掲載情報が多すぎて目的地を探し出すことが難しい など。

○ 案内誘導サインの課題

- ・案内する施設の掲出が利用者ニーズに合っていない。
- ・誘導情報が途中で途切れてしまう。
- ・ピクトグラムや距離表示がなく、分かりにくい。



課題解決のための方針

○ 共通の方針

- ・施設名称等について共通の表記リストを作成する。
- ・設置後のメンテナンス体制を確立する。
- ・文字・記号など、表示要素の共通化を図る。
- ・サインに使用される色彩を統一化する。
- ・外国人に向けた多言語表記をスタンダードにする など。

○ 案内地図サインの方針

- ・各サインに掲載される地図のベースデータを統一する。
- ・ピクトグラムの共通化を図る。
- ・掲載情報のルールを決め、掲載すべき情報の整理を行う など。

○ 案内誘導サインの課題

- ・誘導施設の設定を検討する。
- ・誘導情報が連続するように配置を計画する。
- ・案内誘導サインの情報表記の設定を行う など。

2-3 本ガイドラインの適用について

本ガイドラインの適用については、以下の条件に該当するものとします。

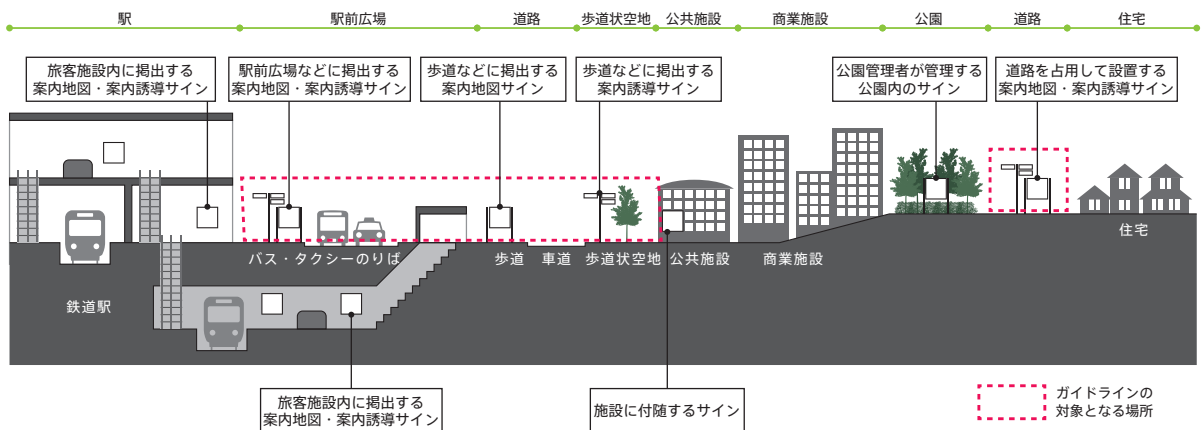
《ガイドライン適用の条件》

対 象：歩行者用の公共サインのうち案内地図サイン及び案内誘導サイン

場 所：歩道又は地区施設などに指定されている歩道状空地若しくは広場などの公共的空間

機 能：まちや各施設等への案内・誘導を行うこと、経路を把握するために手がかりとなること

〈対象となる公共サインを設置する場所のイメージ〉



2-4 既存の公共サインの取り扱いについて

本ガイドラインを適用する既存の公共サインは、案内誘導サインの主要地点誘導サイン（矢羽根型サイン）の1種類です。既存の器具の取扱い（存置、撤去など）については、各地区における整備計画において地区ごとに定めます。

〈本ガイドラインを適用する既存の公共サイン〉

サインの種類	具体例
案内誘導サイン	<p>主要地点誘導サイン</p>

案内誘導サインの主要地点誘導サイン（矢羽根型サイン）以外の既存の種類のサインの新設や更新を行う際には、本ガイドラインに示す基準等（使用する書体、色彩、地図の表示情報等）を参照して整備します。

なお、本ガイドラインで示す案内地図サイン及び案内誘導サインを整備するに当たり、既存の公共サインと設置場所が近接するなど、サインの機能が重複する場合には、既存の公共サインを撤去するなど各所管と調整の上、各地区の整備計画を検討します。

〈本ガイドラインを参照する既存の公共サイン〉

サインの種類	具体例
案内地図サイン	 <p>住居表示街区案内図 防災サイン (公共施設案内板等)</p>
案内誘導サイン	 <p>公共施設誘導サイン</p>
記名サイン	 <p>館名サイン 通り名称サイン</p>
規制サイン	 <p>禁止規制サイン</p>
説明サイン	 <p>解説サイン</p>

3.サインの基本デザイン

3-1 案内地図サインのデザイン

案内地図サインの基本デザインを次のとおり定めます。

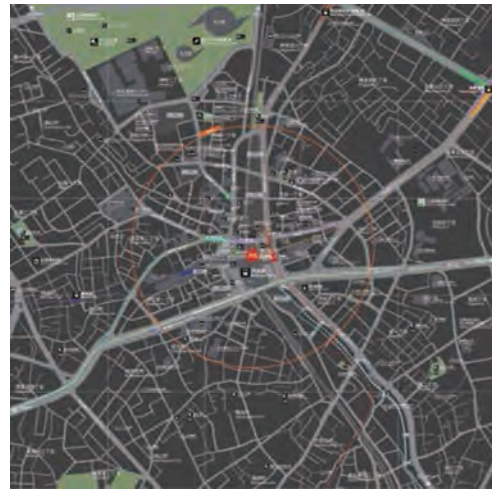
(1) 地図の種類

案内地図サインには「周辺案内図」と「広域案内図」の2種類の地図を掲載します。

ベースとなる地図の配色は、白ベース、黒ベースの2種類で作成します。2種類の配色から地区ごとに地図の配色を選定します。

①周辺案内図

現在地を中心に、徒歩圏で利便性の高い情報を表示する案内図です。



②広域案内図

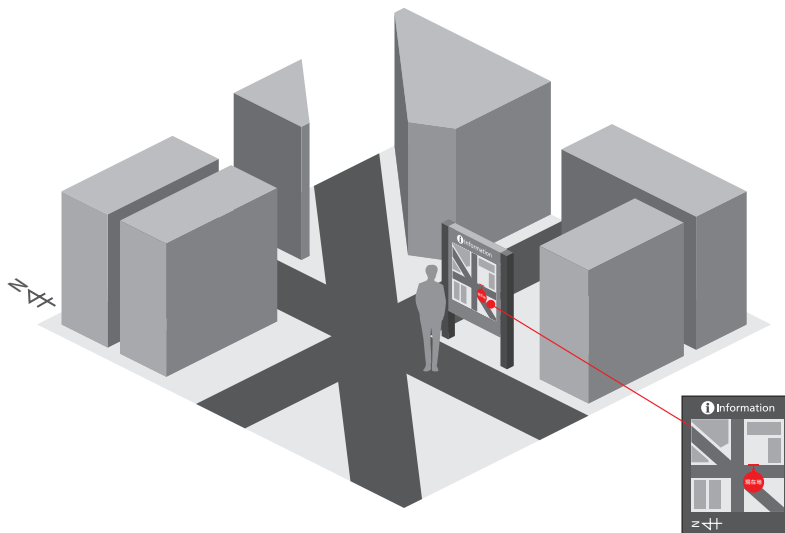
広範囲における周辺案内図エリアの位置関係が分かりやすいように表示する案内図です。



※この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 29都市基交著第250号

(2) 案内地図の向き

周辺案内図、広域案内図の向きはサインに向かって前方を上とします。



(3) 案内地図の縮尺・範囲等

① 周辺案内図

タイプ	板面サイズ (mm)	掲載範囲	縮尺
A	1600×1600	約 2000m 四方	1/1250
B	1000×1000	約 1500m 四方	1/1500
C	445×445	約 800m 四方	1/1800

※各「タイプ」の概要は、次ページ参照

② 広域案内図

タイプ	板面サイズ (mm)	掲載範囲	縮尺
A B	300×300	約 4500m 四方	1/15000
C	250×250	約 4500m 四方	1/18000

※各「タイプ」の概要は、次ページ参照

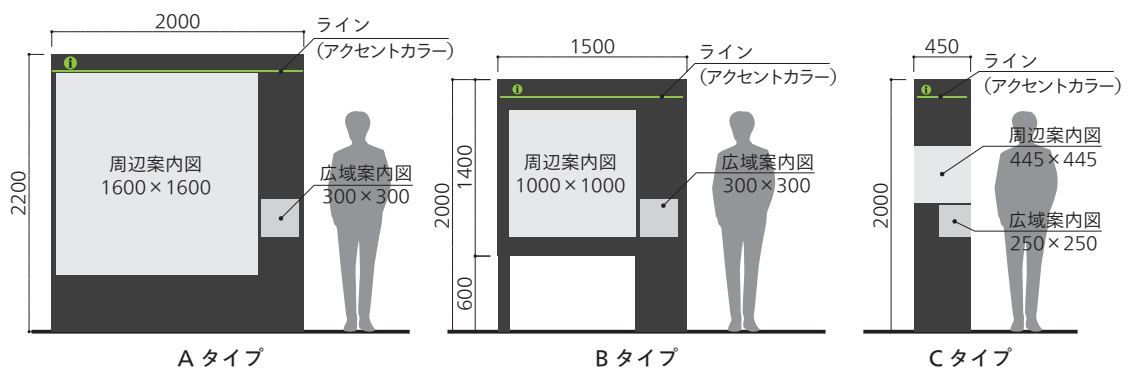
(4) 器具のデザイン

器具のデザインは、効果的な情報伝達が可能であることを前提とし、景観と調和するシンプルなものであることが必要です。また、サインの種類ごとに統一したデザインとし、サインの顕在性を高めるものとします。

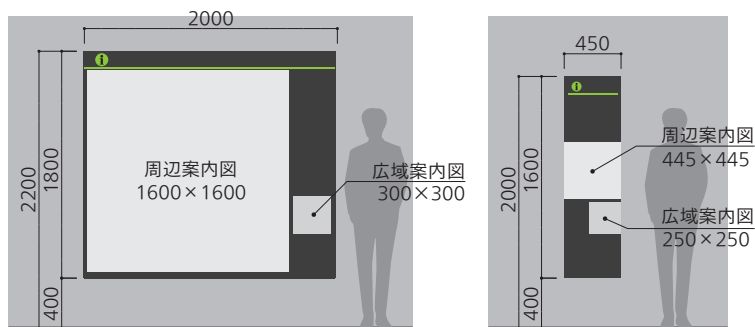
案内地図サインは、Aタイプ、Bタイプ、Cタイプの3種類とします。また、原則として自立板とします。

各タイプの基本的なプロダクトデザインは下のとおりです。各地区で具体的に整備する際には、状況に応じて若干の器具寸法変更の検討を行います。

○器具の色彩は、モノトーンとします。また、ラインなど小面積でアクセントカラーを使用します。器具色彩、アクセントカラーは地区ごとに選定します。



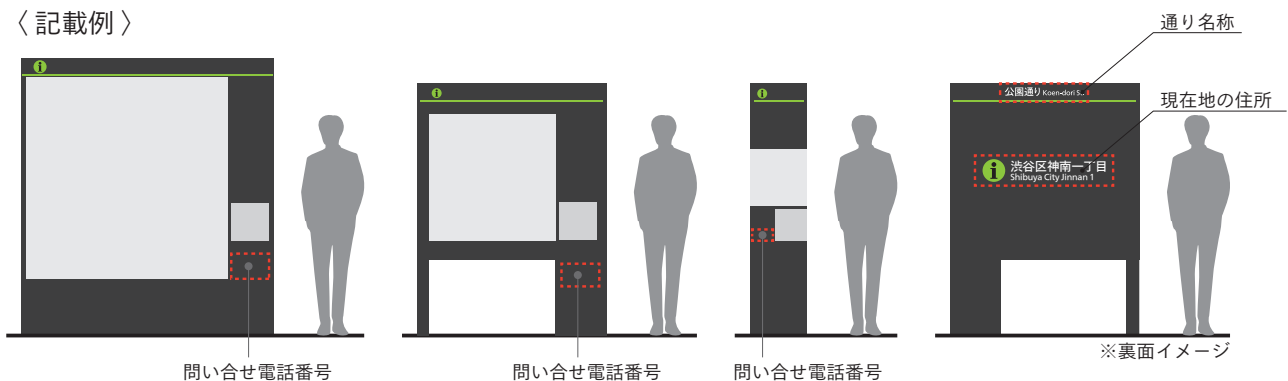
設置場所の状況により、自立板としての設置が困難な場合には、壁掛け型の器具を用います。



(5) 位置情報等の記載

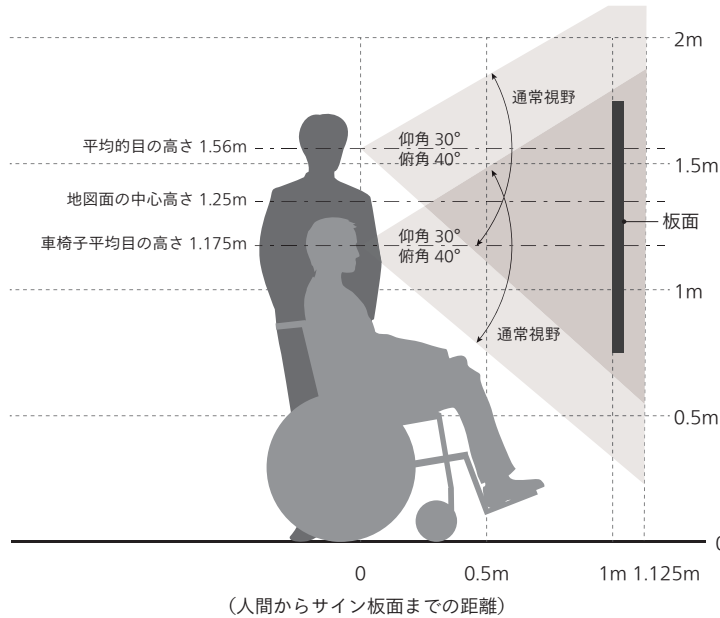
器具の見えやすい部分に、現在地の住所、通り名称、お問い合わせ電話番号など、利用者にとって有用な位置情報等を記載します。

〈記載例〉



(6) 地図の掲出する高さ

地図の掲出の高さは、車いす利用者の見やすさにも配慮し、中心を床面から1250mm程度とします。



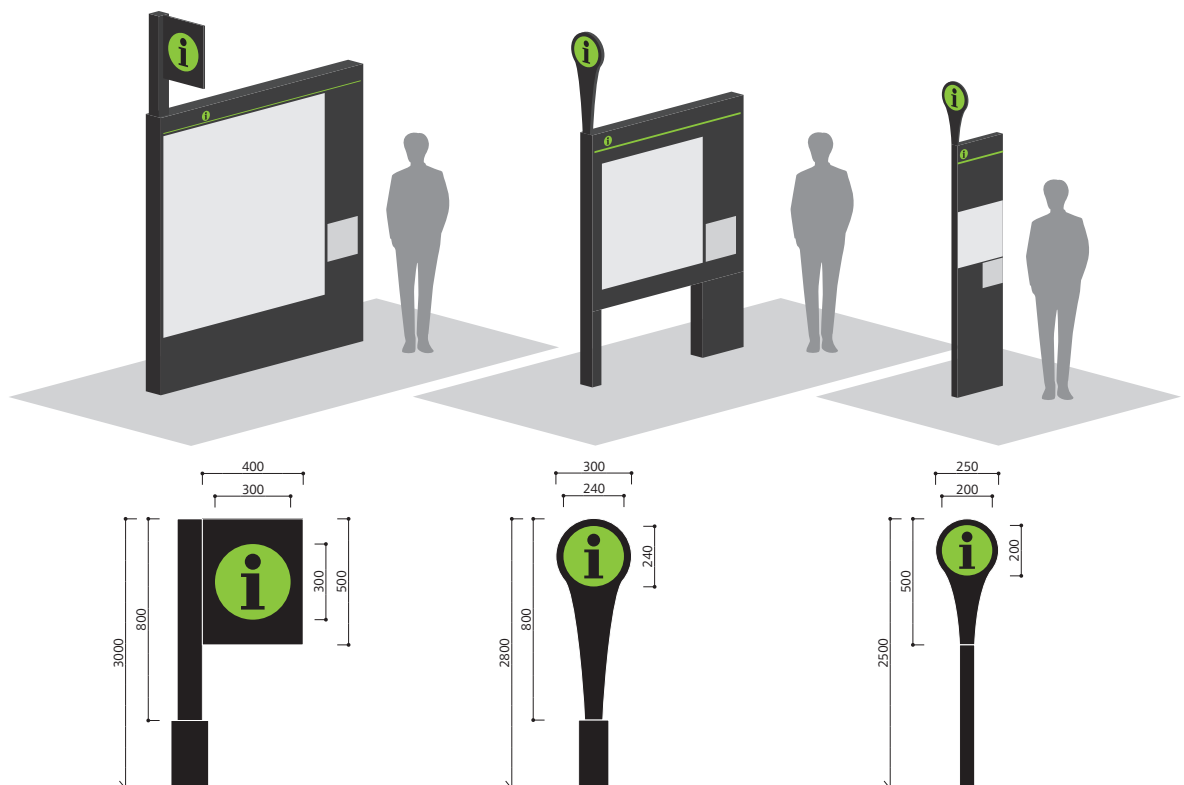
参考資料：

道路の移動等円滑化整備ガイドライン (増補改訂版)

(平成23年8月、財団法人 国土技術研究センター)

(7) 見つけやすさの工夫「iマーク」

案内地図サインは、人の動線に対して平行に設置することが多いため、歩行者から気付かれにくいと考えられます。歩行者が案内地図サインを見つけやすくするため、案内地図サインの上部に「i (インフォメーション) マーク」を掲出します。



インフォメーションマークの使用例

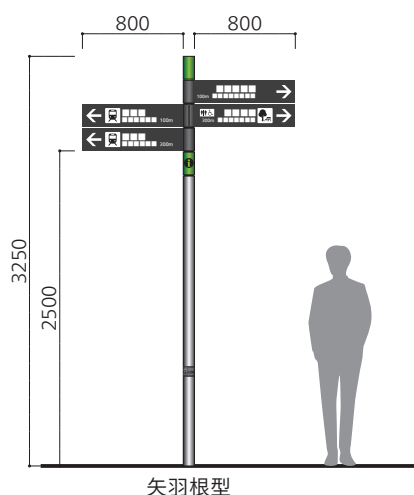
3-2 案内誘導サインのデザイン

案内誘導サインには、矢羽根型とパネル型の2種類を用います。誘導対象施設を設定し、矢羽根型で誘導することを基本とします。設置場所の状況に応じて、パネル型を設置します。案内地図サインと統一を図り、器具の色彩は、モノトーンとします。また、ラインなどに小面積でアクセントカラーを使用します。器具色彩、アクセントカラーは地区ごとに選定します。

案内誘導サインの基本的なプロダクトデザインは下のとおりです。各地区で具体的に整備検討する際に、パネル型の案内誘導サインについては、状況に応じて若干の器具寸法の変更の検討を行います。

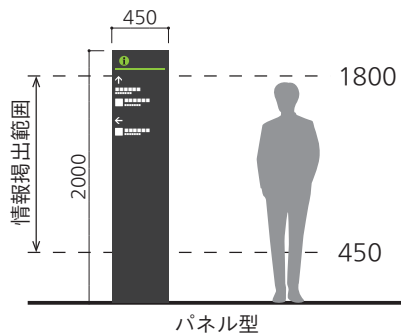
(1) 器具のデザイン

① 矢羽根型の案内誘導サイン



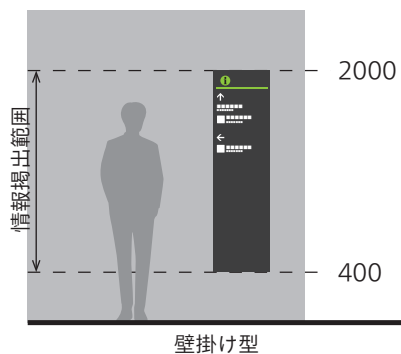
矢羽根型の案内誘導サインの高さは、最高3250mmを原則とします。ただし、歩行者の通行の障害にならないように、地面から矢羽根までの高さは2500mmとします。

② パネル型の案内誘導サイン



パネル型の案内誘導サインの大きさは、案内地図サインのタイプCと同様とします。

また、情報掲出の高さは、地面から450mm～1800mmの高さの範囲を原則とします。



設置場所の状況により、自立板としての設置が困難な場合には、案内地図サインと同様に壁掛け型の器具を用います。

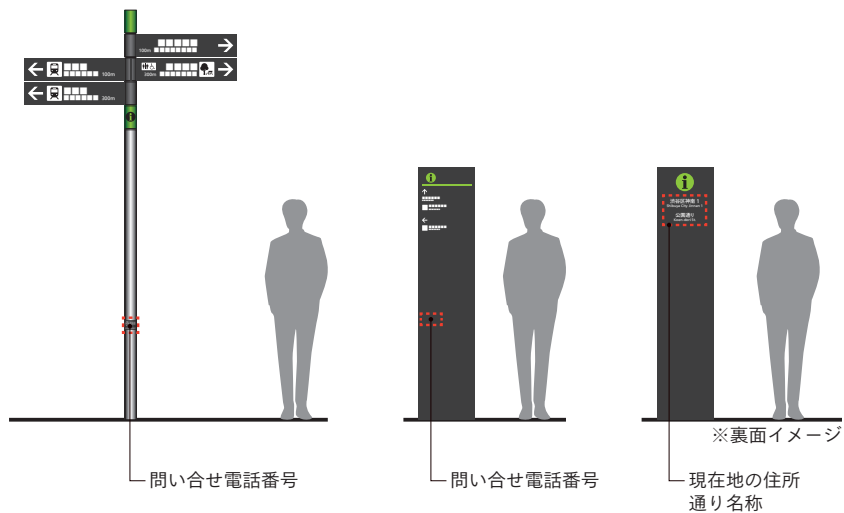
案内誘導サインの板面には、誘導対象施設名称、(該当のある場合は)ピクトグラム、誘導対象施設までの方向の矢印、誘導対象施設までの距離を表記します。

〈矢羽根型の板面例〉



(2) 位置情報等の記載

器具の見えやすい部分に、現在地の住所、通り名称、お問い合わせ電話番号など、利用者にとって有用な位置情報等を記載します。



4.サインの表示基準

4-1 表記の考え方

サインの表示面の情報は、文字、図、記号、色彩などの要素によって構成されます。誰にでも分かりやすいサインとするためには、情報を簡潔に表示することや、表現に強弱を付けて情報の重要度を明らかにすることなどが必要です。また、外国人や高齢者、視覚障害者の方へも配慮した表示とすることも重要です。本ガイドラインではそれらの考え方を踏まえた内容としました。

4-2 日本語の表記

日本語の表記方法は、「観光活性化標識ガイドライン（平成17年6月、国土交通省）」に準ずるものとします。

〈日本語表記の基準（観光活性化標識ガイドラインより抜粋、表記例のみ変更）〉

表記の基準	表記の例
原則として国文法、現代仮名遣いによる表記を行う。 ただし、固有名詞においてはこの限りではない。	
正式名称の他に通称がある施設名は地域において統一した名称を使用する。	
表示面の繁雑化を防ぐために、明確に理解される範囲内で表記を省略する。	東京都立代々木公園 →代々木公園
アルファベットによる名称が慣用化されている場合は、それを用いても良い。	東日本旅客鉄道(株) →JR東日本
数字の表記は、原則として算用数字を用いる。 ただし、固有名詞として用いる場合はこの限りでない。 また〇丁目のように地名として用いる場合は漢数字を使用する。	2018年4月 渋谷一丁目
地名、歴史上の人名等読みにくい漢字には、ふりがなを付記する等配慮する。	
紀年は西暦により表記する。必要に応じて日本年号も付記する。	2018年(平成30年)

4-3 外国語の表記

外国語の表記については、英語のみを基本とします（日本語と英語の二か国語表記）。状況に応じて、その他の言語を表記する場合は、視認性に配慮して表記します。

また、英語の表記方法は、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン（平成26年3月、観光庁）」等を踏まえ、次の（1）～（7）のとおりとします。ただし、サインを整備する際に、当該サインを整備する先の施設管理者等が存在し、既に外国語表記の方法を規定している場合は、その考え方を優先します。

（1）固有名詞

原則として、ローマ字により発音どおりに表記します。

※地名等について、「東、西、南、北、上、中、下、新」等の接頭語が固有名詞の前につく場合、次に続く固有名詞の間に「-（ハイフン）」を入れることができます。ただし、一体の固有名詞と考えられるものについては、「-（ハイフン）」で結びません。

〈例〉

- ・新並木橋：Shin-Namiki Bridge
- ・北参道：Kitasando

外国語由来の原語部分は、ローマ字ではなく、英語表記とします。

〈例〉

- ・NHK放送センター：NHK Broadcasting Center
- ・文化総合センター大和田：General Cultural Center Owada

（2）普通名詞

原則として英語訳を表記します。

※日本文化を正しく理解するために日本語の読み方を伝えることが必要である場合は、発音どおりにローマ字表記し、後ろに英訳や英語による説明的な語句を括弧（ ）で括って表記します。

ただし、日本語の読み方が既に広く認識されている場合は、英訳等を必要としません。

※表音をローマ字表記する際は、必要に応じてイタリックで表記することができます。

〈例〉

- ・交番：Koban(Police Box)
- ・祭り：*Matsuri*(Festival)
- ・居酒屋：*Izakaya*(Japanese-style pub)
- ・寿司：*Sushi*

(3) 普通名詞部分を含む固有名詞

原則として固有名詞部分をローマ字により発音どおりに表記し、普通名詞部分を英語で表記します。

(普通名詞部分の頭文字も大文字とします。)

ただし、普通名詞部分を切り離してしまうと、それ以外の部分だけでは意味をなさない場合や、普通名詞部分を含めた全体が、不可分の固有名詞として広く認識されている場合には、全体のローマ字表記の後に普通名詞部分を英語で表記します。

〈例〉

- ・渋谷図書館：Shibuya Library
- ・代々木公園：Yoyogi Park

(4) ローマ字表記の方法

ローマ字表記については、下記に示すヘボン式ローマ字表記を用います。

〈図表：ヘボン式ローマ字のつづり方〉

日本語音					ヘボン式ローマ字つづり				
あ	い	う	え	お	a	i	u	e	o
か	き	く	け	こ	ka	ki	ku	ke	ko
さ	し	す	せ	そ	sa	shi	su	se	so
た	ち	つ	て	と	ta	chi	tsu	te	to
な	に	ぬ	ね	の	na	ni	nu	ne	no
は	ひ	ふ	へ	ほ	ha	hi	fu	he	ho
ま	み	む	め	も	ma	mi	mu	me	mo
や	ー	ゆ	ー	よ	ya	ー	yu	ー	yo
ら	り	る	れ	ろ	ra	ri	ru	re	ro
わ	ー	ー	ー	ー	wa	ー	ー	ー	ー
ん					n				
が	ぎ	ぐ	げ	ご	ga	gi	gu	ge	go
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	za	ji	zu	ze	zo
だ	ぢ	づ	で	ど	da	ji	zu	de	do
ば	び	ぶ	べ	ぼ	ba	bi	bu	be	bo
ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ	pa	pi	pu	pe	po
きゃ		きゅ		きょ	kya		kyu		kyo
しゃ		しゅ		しょ	sha		shu		sho
ちゃ		ちゅ		ちょ	cha		chu		cho
にゃ		にゅ		にょ	nya		nyu		nyo
ひゃ		ひゅ		ひょ	hya		hyu		hyo
みゃ		みゅ		みょ	mya		myu		myo
りゃ		りゅ		りょ	rya		ryu		ryo
ぎゃ		ぎゅ		ぎょ	gya		gyu		gyo
じゃ		じゅ		じょ	ja		ju		jo
ちゃ		ちゅ		ちょ	ja		ju		jo
びゃ		びゅ		びょ	bya		byu		byo
ぴゃ		ぴゅ		ぴょ	pya		pyu		pyo

※備考

(i) 長音

長音は母音字の上に「ー」（長音符号）をつけて表すことができます。なお、「^」「h」は基本的には使いません。長音が大文字の場合は母音字を並べることができます。

(ii) はねる音

はねる音「ン」はnで表します。なお、m、b、pの前ではmを用いることができます。

〈例〉南平台：Nampeidai

(iii) つまる音

つまる音は、次にくる最初の子音字を重ねて表しますが、次にchがつづく場合にはcを重ねずにtを用います。

(iv) 大文字

文の書きはじめ及び固有名詞は頭文字を大文字で書きます。なお、固有名詞以外の名詞の頭文字を大文字で書くこともできます。

(v) ハイフン

はねる音を表すnと次にくる母音字又はyとを切り離す必要がある場合には、nの次に「-」（ハイフン）を入れます。意味のかたまりや発音のしやすさ等の観点から、複数の名詞等で構成される固有名詞やoが重なる場合等は、その間に「-」（ハイフン）を入れることができます。

〈例〉田園都市線：Den-en-toshi Line 美竹の丘しぶや：Mitake-no-oka Shibuya

(vi) その他

特殊音の書き表し方は自由とします。

(5) 括弧を使用する場合の記載方法

括弧（ ）で括った表記を加える場合は、括弧の前に半角スペースを入れます。文章の中で使用する場合は、括弧の後にも半角スペースを入れますが、「.」、「,」の前には半角スペースは入れません。

(6) 施設名等の表記方法

① 行政区域等

原則としてローマ字により発音どおりに表記し、特別区としての「××区」については「×× City」、町丁目としての「町」については、「-(ハイフン)cho」、「〇丁目」については数字(「〇」)のみの表記とします。

〈例〉

・渋谷区：Shibuya City
・宇田川町：Udagawa-cho
・神宮前四丁目：Jingumae 4

② 一般施設

原則として固有名詞部分をローマ字により発音どおりに表記し、普通名詞部分を英語で表記します。(普通名詞部分の頭文字も大文字とします)。

〈例〉

・渋谷警察署：Shibuya Police Station(×Shibuya Police Sta.)
・渋谷消防署：Shibuya Fire Station(×Shibuya Fire Sta.)
※「Sta.」は、駅の英訳としての「Station」の略語のため、警察署や消防署など駅以外の用途では使用しない。
・渋谷区役所：Shibuya City Office
・渋谷区神宮前出張所：Shibuya City Jingumae Branch Office

※普通名詞部分を含めた全体が、不可分の固有名詞として広く認識されている場合は、全体のローマ字表記の後の普通名詞部分を英語で表記します。

〈例〉

・明治神宮：Meiji Jingu Shrine

③ 橋梁

(i)原則として固有名詞部分をローマ字により発音どおりに表記し、「Bridge」をつけて表記します。

〈例〉

・新並木橋：Shin-Namiki Bridge
・渋谷橋：Shibuya Bridge
・氷川橋：Hikawa Bridge

(ii)慣用上、固有名詞部分と普通名詞部分を切り話すことができない場合は、普通名詞部分を含めてローマ字で表記し、「Bridge」をつけて表記します。

〈例〉

・新橋：Shimbashi Bridge

④道路

道路の名称の～通り、～街道、～道路については、固有名詞の一部として扱い、ローマ字により発音どおりに表記し、「国道、都道、区道等（幹線道路や多車線道路等）」を「通称名+Ave.」、「区道等（生活道路や単車線道路等）」を「通称名+St.」と表記します。

〈例〉

- ・ 明治通り：Meiji-dori Ave.
- ・ 玉川通り：Tamagawa-dori Ave.
- ・ 六本木通り：Roppongi-dori Ave.
- ・ 井の頭通り：Inokashira-dori Ave.
- ・ 甲州街道：Kosyu-kaido Ave.
- ・ 表参道：Omotesando Ave.
- ・ 美竹通り：Mitake-dori St.

※途中で道路管理者が変わる場合は、上位道路の英語表記を使用します。

※同じ通称名の道路であれば、隣接区にまたがった場合や道路幅が途中で狭くなった場合でも同じ英語表記とします。

⑤寺社

寺、神社等の名称の～寺、～神社、～神宮、～宮等については、固有名詞の一部として扱い、ローマ字表記の後に「Temple」「Shrine」を表記します。

〈例〉

- ・ 明治神宮：Meij Jingu Shrine
- ・ 金王八幡宮：Konno Hachimangu Shrine
- ・ 御嶽神社：Mitake Jinja Shrine
- ・ 東福寺：Tofukuji Temple

⑥河川

原則として固有名詞部分をローマ字により発音どおりに表記し、「River」をつけて表記します。

〈例〉

- ・ 渋谷川：Shibuya River

(7) 省略のルール

スペース・視認性の観点等から略語を用いることが適切と考えられる場合は、略語を用いることができます。

〈例〉

- ・ 駅：Sta.
- ・ 通り：Ave. / St. (道路規模によって使い分ける)
- ・ 小学校：Elem.Sch.
- ・ 中学校：J.H.Sch.
- ・ 高等学校：H.Sch.
- ・ 大学：Univ.
- ・ 川：Riv.
- ・ 橋：Brdg.
- ・ ビル：Bldg.

4-4 表記書体

サインに使用する書体は、分かりやすさ、見やすさに配慮した文字書体を使用します。

- 日本語書体は角ゴシック書体とします。
- 英語、数字書体はサンセリフ書体とします。
- サインの用途、文字の大きさ、情報の優先順位によって同一名称フォントのウェイト（太さ）を変えて使用します。

〈推奨する角ゴシック書体（日本語）の例〉

たづがね角ゴシック Light

渋谷駅 スクランブル 井の頭通り

たづがね角ゴシック Regular

渋谷駅 スクランブル 井の頭通り

たづがね角ゴシック Bold

渋谷駅 スクランブル 井の頭通り

〈推奨するサンセリフ書体（英語・数字）の例〉

Neue Frutiger Light

Shibuya ABCDefghijk 12345/.,

Neue Frutiger Regular

Shibuya ABCDefghijk 12345/.,

Neue Frutiger Bold

Shibuya ABCDefghijk 12345/.,

※「たづがね 角ゴシック」は角ゴシック書体の和文とサンセリフ書体の英数字書体（Neue Frutigerと同じ）を持ち合わせた既製品フォントである。

4-5 ピクトグラム

ピクトグラム(ピクトグラフとも言う。)は、抽象化、単純化された絵図等で表現した視覚記号の一つであり、言語に頼ることなく一見してその表現内容を理解できることから、国際的に通用する情報伝達手段とされています。そのため、日本語に不慣れな外国人旅行者や障害者、高齢者を含めたすべての人にとって、サインを理解してもらうための有用な手段となっています。

ピクトグラムを使用する場合には、原則として、JISで決められたもの又は標準案内用図記号(交通エコロジモビリティ財団策定)のものを使用します。

ただし、必要に応じて渋谷区独自のピクトグラムを作成し、表記することも検討します。(参照:5-1(3)渋谷区独自のピクトグラム・イラストについて)

〈ピクトグラムの一例〉



4-6 表示の大きさ

表示する文字とピクトグラム等の大きさの比率については、文字比率表のとおりとします。

文字比率表(単位：mm)

	文字高									
和文	5.4	7.2	9.0	12.0	15.0	20.0	25.0	32.0	40.0	50.0
英文	3.24	4.32	5.4	7.2	9.0	12.0	15.0	19.2	24.0	30.0
ピクト	14.4	18.0	24.0	30.0	40.0	50.0	64.0	80.0	100.0	125.0



4-7 色彩

案内地図サインに使用するベース地図や文字の色彩は、地色と文字色の十分なコントラスト（明度差）を確保することが重要となります。サインが誰にでも分かりやすい表示となるように、以下の色彩基準を定めます。また、各部の色彩については、「案内地図の使用色」を使用することを基本とします。

- コントラストを意識して、表示面の地色は白又は黒のモノトーンを基調とする。
- 文字が膨張して大きく見えるように、暗い地に明るい文字とする。

〈案内地図の使用色〉

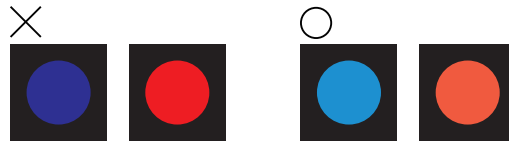
区分	施設名	色彩例		備考
		白地図 (参考値 C/M/Y/K)	黒地図 (参考値 C/M/Y/K)	
緑地	公園緑地	 30/0/50/0	 30/0/50/43	
	水部	 40/20/5/0	 40/20/5/0	
施設	敷地	 0/0/0/25	 0/0/0/88	
	周辺施設	 9/0/6/30	 0/0/0/70	
	ターミナル施設	 15/15/15/30	 40/20/0/70	
	歩道橋、ペDESTリアンデッキ	 20/20/20/0	 11/14/14/36	
	名称表記（一般施設）	 0/0/0/100	 0/0/0/0	
区名、 町丁目名等	名称表記（区）	 0/0/0/60	 0/0/0/35	
	名称表記（町丁目）	 0/0/0/60	 0/0/0/35	
	名称表記（方面）	 0/0/0/100	 0/0/0/0	
道路	歩道	 11/6/11/6	 0/0/0/75	
	道路	 0/0/0/0	 0/0/0/58	
	高速道路	 13/0/20/37	 20/0/20/65	
鉄軌道	地下道出入口	 DIC 166		各鉄道事業者の指定色
	JR 線	 DIC 213		
	東京メトロ銀座線	 DIC 163		
	東京メトロ半蔵門線	 DIC 105		
	東京メトロ副都心線	 DIC 321		
	東京メトロ千代田線	 DIC 132		
	東京メトロ日比谷線	 DIC 548		
	都営大江戸線	 DIC N936		
	都営新宿線	 DIC 361		
	東急東横線	 DIC C38		
	東急田園都市線	 DIC 2576		
	小田急小田原線	 DIC 181		
	京王新線	 DIC 195		
	京王井の頭線	 DIC 256		
ビクト	施設	 0/0/0/100		
	案内所・案内地図サイン	 100/0/100/0		
	国道	 100/40/0/0		
現在地	現在地表示	 0/100/100/0		
	距離	 0/70/100/0		
境界線	区界線	 0/0/0/78	 0/0/0/40	使用線 
	町丁目界線	 0/0/0/78	 0/0/0/40	使用線 

事例1 〈表示面の地色と文字色の組み合わせ（明度差の例）〉

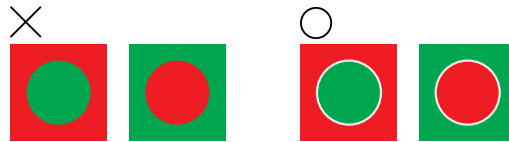


事例2（組み合わせが適当でない色彩例）

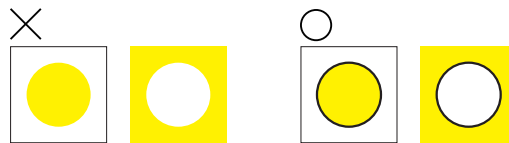
・黒地に青色又は赤色を用いる組み合わせは、その部分が黒くみえてしまい認識できない場合があるので、水色に近い青やオレンジに近い赤を用いるようにします。



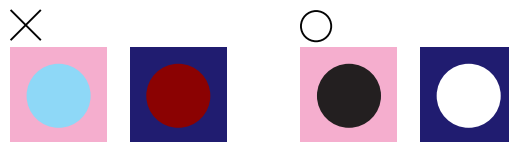
・赤系統と緑系統の色の直接の組み合わせは避けるようにします。色を並べる際には、白線で輪郭を取り、区分します。



・黄地に白色又はその逆の組み合わせは避けるようにします。色を並べる際には、黒線で輪郭を取り、区分します。



・地色が薄い場合は黒、地色が濃い場合は白で表示すると視認しやすくなります。



・案内図などで弁別しにくい色を並べる際には、黒や白線で輪郭を取り、区分します。



5.表示情報の基準

5-1 案内地図サインの情報

(1) 地図に表示する情報について

案内地図サインには、まちの情報を表示します。表示情報は、和文、英文、数字など文字表記のほか、ピクトグラムや記号、凡例を表記します。各表示情報について、何をどのような条件で地図に表示するのか、原則を整理した一覧表は以下のとおりです。この一覧表に基づき、各地区の整備計画において、詳細な条件を設定し、案内地図を作成します。

①周辺案内図記載情報

区分	地図に表記する一般的な情報	規模・条件等	ベースマップ	ピクトグラム	名称
現在地	現在地	-	○		○
地勢等	山、河川、湖・池、緑地、 栈橋等	全て	○		○
街区等	区、街区	全て	○		○
境界線・地名	境界線（区、街区）	-	○		
	地名表示（町丁目）	全て			○
道路	高速道路、国道、都道、区道	主要なもの	○	○ (国道のみ)	○
	橋	主要なもの	○		○
道路施設	歩道	主要なもの	○		
	歩行者専用道路	主要なもの	○		
	歩道橋、ペDESTリアンデッキ	主要なもの	○		
	横断歩道	主要なもの	○		
	インターチェンジ	全て	○		
	トンネル等	主要なもの	○		○
	階段部、地下横断歩道	主要なもの	○		
	鉄軌道路線	全て	○		○ (路線シンボル)
鉄軌道駅	ターミナル駅	全て	○	○	○
	ターミナル以外の 鉄道駅	全て	○	○	○
交通施設	バスターミナル	全て		○	○
	タクシーのりば	主要なもの		○	
	駐車場	主要なもの		○	
	駐輪場、シェアサイクル	主要なもの		○	
	地下道出入口	鉄道事業者で番号を付けているもの全て			○ (出口番号)
	エレベーター	主要なもの		○	

○：掲載することを基本とする。

区分	地図に表記する一般的な情報	規模・条件等	ベース マップ	ピクト グラム	名称
方面	方面	各整備計画で決められたもの			○
情報拠点	案内所	有人の観光案内所		○	
	案内地図サインの設置位置	主要なもの		○	
避難施設	避難場所	行政が指定する避難場所（広域）		○	○
行政施設	中央官庁及びその出先機関	主要なもの	○	●	○
	区役所・分庁舎	全て	○	◎ ○	○
	警察署	全て	○	○	○
	交番	全て		○	
	消防署	全て	○	●	○
	税務署	全て	○	●	○
	法務局	全て	○	●	○
	職業安定所	主要なもの	○	●	○
	大使館	全て	○	●	○
	公共地方サービス機関	主要なもの	○	●	○
郵便局	集配機能のある局	全て	○	○	○
	集配機能のある局以外のもの	全て		○	
医療施設	病院	救急病院かつ病床数100以上の病院	○	○	○
	保健所	全て		●	○
産業施設	放送局、新聞社	主要なもの	○	●	○
	大規模な工場	主要なもの	○	●	○
	特殊法人、公団、公社	主要なもの	○	●	○
	大規模オフィスビル等	主要なもの	○	●	○
教育研究施設	大学、短大、高等学校、 中学校、小学校	主要なもの	○	●	○
	幼稚園、保育園	主要なもの	○	●	○
観光名所	景勝地、旧跡、歴史的建造物、 全国的な有名地	主要なもの	○	○ ●	○
広場・公園	公園	面積300㎡以上のもの又はトイレがある公園	○	○	○
	公衆トイレ	区で設置しているもの全て		○	
	広場	地区計画で地区施設とされているもの (地上部のみ)	○		○

○：掲載することを基本とする。

●：対応するピクトグラムがない施設は、施設位置に●(ドット)を表示する。

◎：区役所(本庁)は施設位置に◎(二重まる)を表示する。

区分	地図に表記する一般的な情報	規模・条件等	ベースマップ	ピクトグラム	名称
文化施設	博物館、美術館	公立及び公共性の高い主要な施設	○	○	○
	劇場、ホール、公会堂	公立及び公共性の高い主要な施設	○	●	○
	公立図書館	全て	○	●	○
スポーツ施設	大規模競技場、体育館、武道館、総合スポーツ施設	主要なもの	○	○ ●	○
宿泊集会施設	ホテル	主要なもの	○	○	○
	結婚式場	主要なもの	○	●	○
	葬祭場、火葬場	主要なもの	○	●	○
大規模集客施設	エンタテインメント施設	利用者の多い施設 (映画館、ライブハウスなど)	○	○	○
ショッピング施設	大規模モール、大型商業ビル	主要なもの	○	○	○
	地下街、百貨店、有名店舗、卸売市場	利用者の多い施設	○	○	○
その他	金融機関	主要なもの		○	○
	海外発行カード対応ATM	主要なもの		○	

○：掲載することを基本とする。

●：対応するピクトグラムがない施設は、施設位置に●(ドット)を表示する。

②広域案内図記載情報

区分	地図に表記する一般的な情報	規模・条件等	ベースマップ	ピクトグラム	名称
現在地	現在地	現在地	○		○
地勢等	山、河川、湖・池、緑地、 栈橋等	全て	○		○
街区等	区	全て	○		○
境界線・地名	境界線(区)	-	○		
道路	国道	全て	○		
交通施設	鉄軌道路線	全て	○	○ (路線ピクト)	○
	鉄軌道駅	ターミナル駅	○	○	○
		ターミナル以外の 鉄道駅	○	○	○
避難施設	避難場所	行政が指定する避難場所(広域)		○	○
行政施設	区役所・分庁舎	主要なもの	○	◎	○
広場・公園	公園	主要なもの	○	○	○

(2) 「通り(ストリート)」 名称について

渋谷には、地域の人々によって、それぞれの個性に応じた名称がつけられている様々な「通り(ストリート)」が存在しています。それらの「通り(ストリート)」から多くのストリート文化が発信されてきました。そのような「通り(ストリート)」を案内地図サインに表記することで、渋谷を巡り歩いて楽しめるよう、表示情報の一つとして設定します。

具体的には、国道、都道など既に各行政機関で通称名が決められている通り名称については、その名称を表示します。区道については、別途、検討委員会において認められた通称名のみを表示するものとします。

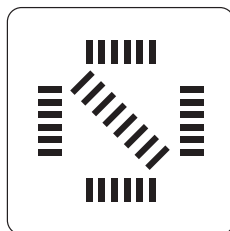
(3) 渋谷区独自のピクトグラム・イラストについて

渋谷区における観光名所やランドマークとなる著名な地点・施設については、独自のピクトグラム・イラストを用いて表示します。ただし、独自のピクトグラム・イラストを使用するに当たっては、客観的な妥当性や一般的な認識性などを十分に検討します。

また、渋谷区では基本構想においてエンタテインメントシティの実現を目指しており、多くのエンタテインメント施設(ライブハウス、映画館等)が集積していることが渋谷のまちの特徴です。そういった点も踏まえ、エンタテインメント施設については、独自のピクトグラムを用います。



ハチ公



スクランブル交差点



エンタテインメント施設

(4) 複合的な行政施設の表示について

行政施設における複合的な施設で、多くの機能が併設されている場合、施設の総称又は代表する施設名称のみを表示し、内包する複数の施設名は表示しないものとします。

表示する → **文化総合センター大和田**

表示しない →

- コスモプラネタリウム渋谷
- 区民学習センター・ギャラリー大和田
- こども科学センター・ハチラボ
- 渋谷男女平等・ダイバーシティセンター〈アイリス〉
- さくらホール・伝承ホール
- こもれび大和田図書館
- 区民健康センター桜丘
- さくら上宮保育園
- 渋谷区在宅医療相談窓口

5-2 案内誘導サインの情報

誘導対象施設、誘導対象地点を決め、案内誘導サインに表示します。誘導対象施設や誘導対象地点が遠方の場合は、「〇〇方面」としてその方向を誘導します。

主な誘導対象施設や誘導対象地点は、各地区において個別に検討し、具体的に決めるものとします。

〈表示例〉

地点誘導



方面誘導



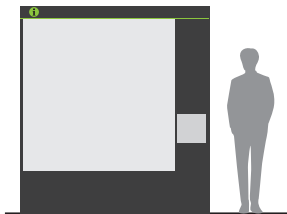
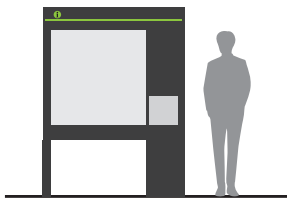
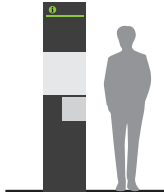
6.サイン配置の考え方

6-1 案内地図サインの配置

案内地図サインの配置の一般原則は、タイプ別に考えます。

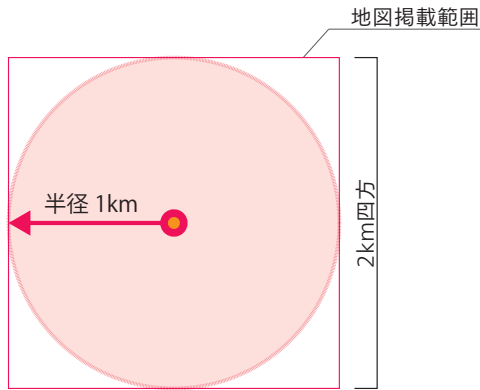
まず、歩行圏内のまち全体を知るサインとしての機能を持つタイプAについては、駅前広場などの行動起点となる場所に配置します。また、地図を配置するに当たっては、地図配置に連続性を持たせるため、当該案内地図サインの表示する地図上に、他の案内地図サイン(タイプA又はタイプB)のピクトグラムが表示されるように配置します。

次に、現在地と周辺施設の相互関係を比較的広域において知るサインとしての機能を持つタイプB及びタイプCについては、主要な道路の分岐点などに配置します。また、歩行者動線を考えて整備すべき優先ルートを選定して配置します。加えて、地図を配置するに当たっては、地図配置に連続性を持たせるため、当該案内地図サインの表示する地図上に、他の案内地図サインのピクトグラムが表示されるように配置します。タイプBとタイプCを配置する際は、現場の状況により、タイプB及びタイプCを選択します。

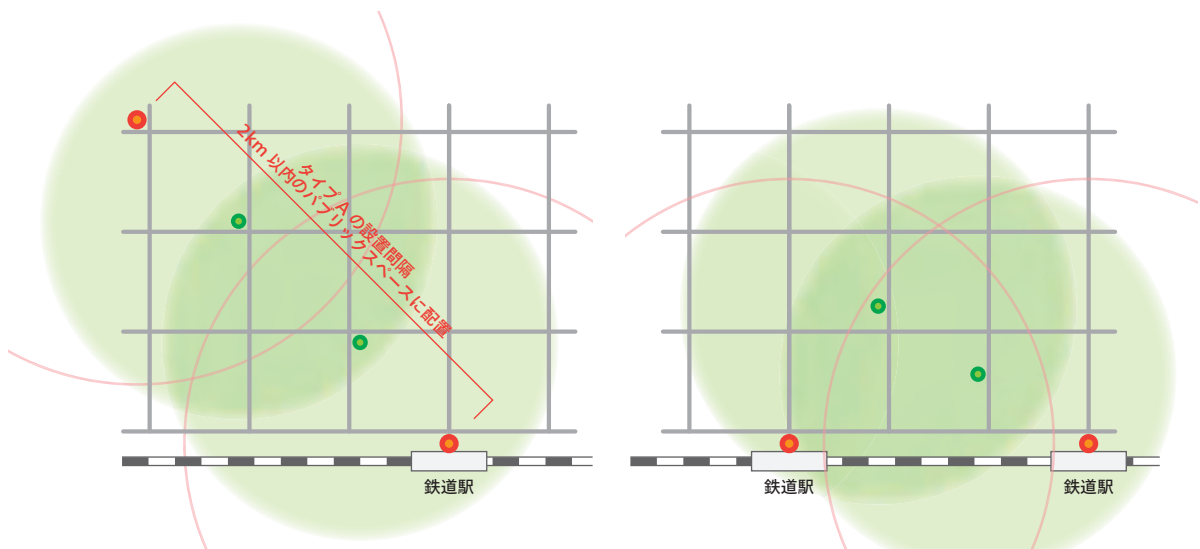
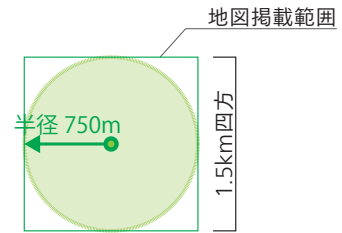
種類	案内地図サイン	掲載範囲	基本的な配置の考え方
タイプA		2km 四方	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場などの行動起点となるパブリックスペースに配置 ・当該案内地図サインの表示する地図上に、他の案内地図サイン(タイプA又はタイプB)のピクトグラムが表示されるように配置
タイプB		1.5km 四方	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な道路の分岐点などに配置 ・歩行者動線を考えて整備すべき優先ルートを選定して配置 ・当該案内地図サインの表示する地図上に、他の案内地図サイン(ピクトグラム)が表示されるように配置
タイプC		800m 四方	<ul style="list-style-type: none"> ・現場の状況により配置(タイプB、タイプCの選択)

【案内地図サイン配置概念図】

【案内地図サインタイプA】



【案内地図サインタイプB】



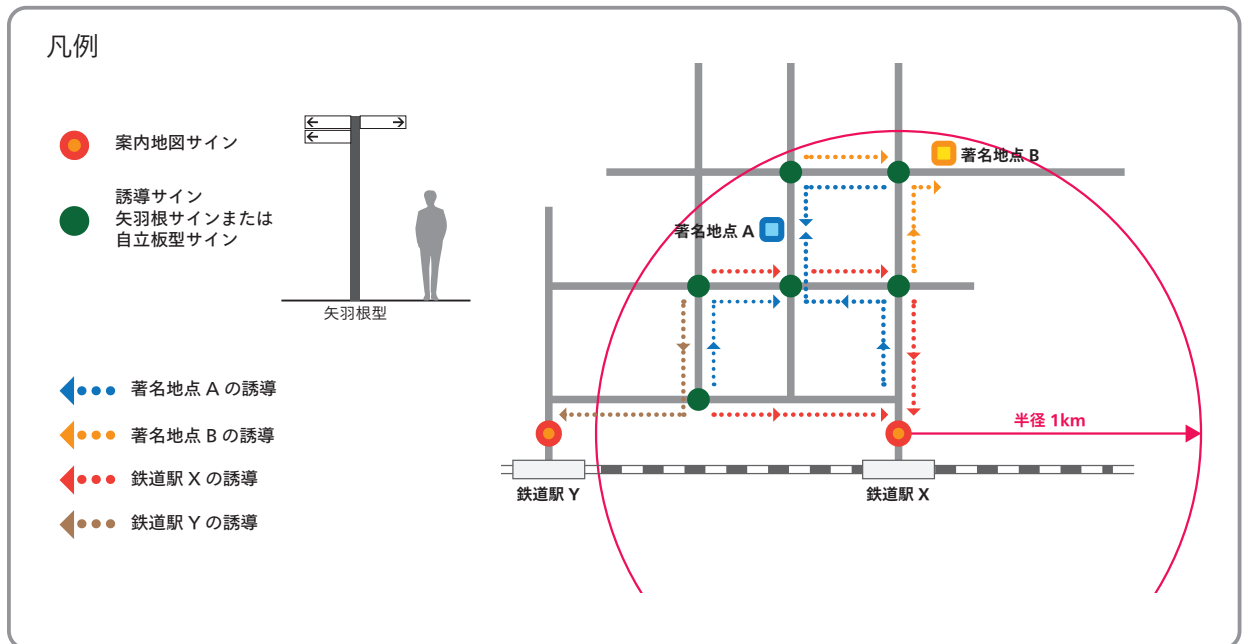
- ・タイプAの設置は駅前やパブリックスペースなどの行動起点とし、その間隔は約2km以内とする。
- ・タイプBの設置は地図配置に連続性を持たせるようにするため、他の案内地図サインの位置が表示されるように配置します。
- ・タイプCの設置について、タイプBと同様な考え方で設置します。

6-2 案内誘導サインの配置

案内誘導サインでは、駅前広場などの行動起点からおよそ半径1km圏内の主要な著名地点や鉄道駅を誘導します。

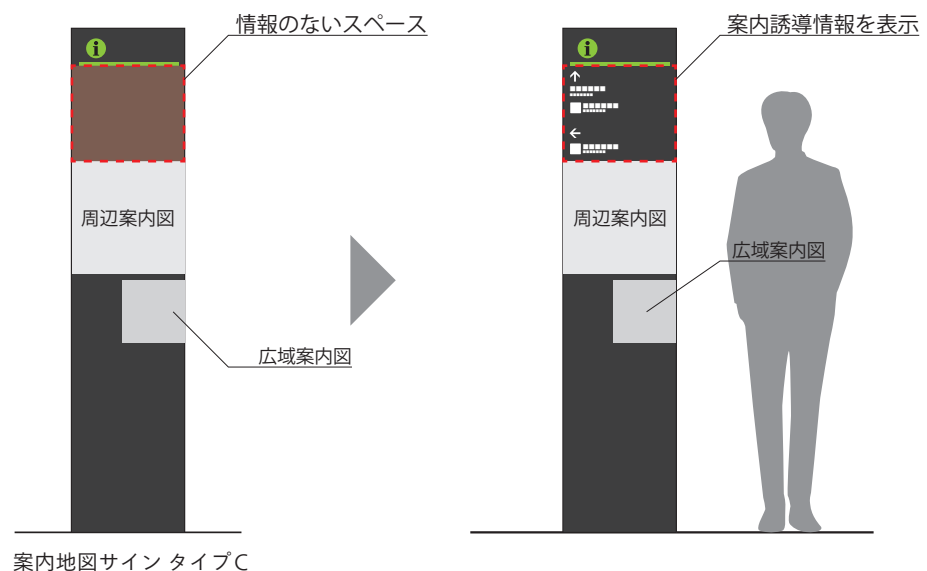
誘導する施設までの主要な経路上の交差点や分岐点に、できるだけ連続して配置します。

〈案内誘導サイン配置概念図〉



6-3 案内地図サインと案内誘導サインの一体化

「案内地図サイン Cタイプ」の地図上部には表示情報のないスペースが存在します。サインの設置位置の状況に応じて、そのスペースに案内誘導情報を表示し、案内地図サインと案内誘導サインを一体化できるものとしてします。



7.メンテナンス

7-1 メンテナンスの原則

案内サインを有効に機能させ、まちの景観を阻害しないように美しい姿を保つために、継続したメンテナンスを行う必要があります。

メンテナンスには、本体の定期的な清掃、修繕などを行う「本体のメンテナンス」と、まちの変化の様子をサインの情報に反映する「情報のメンテナンス」があります。この両方のメンテナンスを行うことを原則とします。

メンテナンスの実施方法については、地域ごとにまちの背景などが異なることから、統一した方法とせず、各地区における整備計画において決めるものとします。

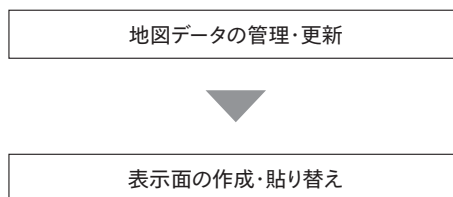
7-2 本体のメンテナンス

基本的な「本体のメンテナンス」の内容、実施時期の目安及び実施主体は次の表のとおりです。

	清掃	保守点検
内容	<ul style="list-style-type: none">・ 汚れ、ホコリ等の清掃・ 違法な貼紙、落書き等の除去	<ul style="list-style-type: none">・ ガタツキ、ボルトの締め付け・ 傷など破損状況の確認・ 塗装の補修・ 地際部の腐食確認 等
実施時期 間隔の目安	毎月実施～年2回程度まで、 設置場所の状況に応じて実施	年1回 (但し破損等の状況が報告され、安全面 から補修が必要な場合は、その都度補 修を実施する)
実施主体	サインの所有者	

7-3 情報のメンテナンス

基本的な「情報のメンテナンス」は、定期的に(開発の状況等によりまちに大きな変化がある場合には適宜)地図データの管理・更新を行い、更新した地図データを器具の表示面に貼り替えます。



資料編

資料1 関連指針及びガイドライン一覧

内容指針・ガイドライン・文献名	発行・発布	発行者(出版社)
国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針	H27.2	東京都 産業労働局
観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン	H26.3	国土交通省 観光庁
東京都福祉のまちづくり推進計画	H26.3	東京都 福祉保健局
増補改訂版道路の移動円滑化整備ガイドライン	H23.8	財団法人国土技術研究センター (大成出版社)
ひと目でわかるシンボルサイン標準案内用図記号ガイドブック	H13.3	公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団 (大成出版社)
観光活性化標識ガイドライン	H17.6	国土交通省 総合政策局